

定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人川野小児医学奨学財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川越市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小児医学を志す学生に対する奨学支援及び小児医学に関する研究を行うもの等に対する助成・表彰、並びに小児保健に関わる人々に対する啓発活動を行い、もって小児医学・医療・保健の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合大学医学部、又は医科大学で小児医学を志す大学生、及び小児医学研究に従事している大学院生に対する奨学金の給付及び貸与
- (2) 総合大学医学部、医科大学、医学研究機関、医療機関等で小児医学研究に従事する者、及び小児医学に関連した医学会を開催する者、並びに小児患者の入院または入所を受け入れている医療施設に対する助成金の支給
- (3) 小児医学研究において優れた業績を上げ、学術の進歩に貢献した研究者に対する表彰
- (4) 小児保健に関わる人々に対する啓発活動の実施
- (5) 子どもに関わる問題解決に取り組む医師に対する助成金の支給
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本国内にて行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠な財産として理事会で決めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(財産の管理・運用)

第6条 財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数（現在数）の4分の3以上の承認を受け、評議員会の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の書類については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条の定めるところにより、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会において承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）損益計算書（活動計算書）
- （5）貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- （6）財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- （1）監査報告
- （2）理事及び監事並びに評議員の名簿
- （3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- （4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要な事項について記載した書類その他政令で定める書類

（長期借入金）

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を受け、評議員会の同意を得なければならない。

（情報公開等）

第12条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第13条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

（評議員の選任）

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- （1）各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（解任等）

第16条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、評議員会において、決議する前に、当事者たる評議員に弁明の機会を与えなければならない。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えられないと認められるとき。

（3）その他前各号に準ずる重大な事由があるとき。

（評議員に対する報酬等）

第17条 評議員は無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任及び解任

（2）役員等の報酬並びに費用に関する規程

- (3) 基本財産の処分及び除外の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 長期借入金（借入期間が当該事業年度末を越える借入金）の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の譲渡
- (9) その他法令並びにこの定款に定める事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。この場合、評議員会の開催日は、その請求のあった日から6週間以内の日としなければならない。

(招集の通知等)

第22条 理事長は、評議員及び監事に対して、評議員会の開催日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項並びに一般法人法施行規則第58条に定める事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。
- 3 理事長は、監事を辞任した者に対し、辞任後直近の評議員会について一般法人法第177条において準用する同法第74条第3項に定めるところにより、評議員会を招集する旨その他必要な事項を通知しなければならない。
- 4 理事長は、定時評議員会の招集の通知に際して、評議員に対し第10条第1項の規定による理事会の承認を経た計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書、財産目録並びに監査報告を提供しなければならない。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その会議において出席評議員の中から互選により定める。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

（役員の設置）

第28条 この法人に、次の役員を置く。

（1）理事 5名以上10名以内

（2）監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 一般法人法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、評議員会において、決議する前に、当事者たる役員に弁解の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 理事又は監事は、一般法人法第177条において準用する同法第65条第1項に規定する者に該当するに至ったときは、理事又は監事としての地位を失う。

(報酬等)

第34条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常務理事及び常勤の理事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 役員には、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 多額の借財
 - (2) 重要な使用人の選任及び解任
 - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(開催)

第37条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(招集の通知等)

第39条 理事会を招集するときは、理事及び監事に対して、開催日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第30条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、当該会議に出席した理事長及び監事が記名押印する。

第8章 選考委員会

(選考委員会)

第44条 この法人には、第4条第1項第1号から第5号の事業の対象となる者を選考するための選考委員会を置く。

(委員)

第45条 第4条第1項第1号から第3号に関する選考委員会は、6名以上12名以内の選考委員をもって構成する。

- 2 第4条第1項第4号および第5号に関する選考委員会は、2名以上5名以内の選考委員を持って構成する。
- 3 選考委員は学識経験のある者のうちから、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
- 4 選考委員のうちには、この法人の役員及び評議員が選考委員総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 5 選考委員のうちには、選考委員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、選考委員総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 6 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 7 補欠により選出された選考委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 選考委員は、本条第1項および第2項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- 9 選考委員には、理事会において、別途定める規程に従い、報酬を支給する。

第9章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第47条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数（現在数）の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

- 2 第3条に規定する目的および第4条に規定する事業並びに第14条及び第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても前項の規定を適用する。

（合併等）

第48条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数（現在数）の4分の3以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、公益目的事業の全部又は一部の譲渡及び廃止をすることができる。

（解散）

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

（株主権の行使）

第53条 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得ることを必要とする。

- （1）配当の受領
- （2）無償新株式の受領
- （3）株式割当増資への応募
- （4）株主宛配布書類の受領

（委任）

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は川野幸夫、常務理事は柳澤正義とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
川野 清巳
川野 澄人
利根 忠博
村井 満
高篠 包
森川 昭廣
- 5 定款の一部を変更し、平成31年4月1日から施行する。
定款の一部を変更し、令和元年6月14日から施行する。
定款の一部を変更し、令和2年3月1日から施行する。
定款の一部を変更し、令和3年2月15日から施行する。
定款の一部を変更し、令和7年6月20日から施行する。

【第一版】定款H24. 4. 1

【第二版】定款H29. 6. 14

【第三版】定款H31. 4. 1

【第四版】定款R1. 6. 14

【第五版】定款R2. 3. 1